宇都宮駅東口土地区画整理事業の流れ

施行条例の制定

※事業の名称，保留地の処分方法，土地区画整理審議会に関する事項等について制定
※平成 16 年 12 月 27 日

↓

都市計画決定

※土地区画整理事業の施行区域を都市計画決定
※平成 17 年４月１日

↓

事業計画の決定

※施行地区，設計の概要，事業施行期間，資金計画等，土地区画整理事業の基本的な方針を決定
※平成 17 年６月 14 日（認可公告の日）

↓

土地区画整理審議会
（土地区画整理事業評価員）

<u>土地区画整理審議会</u>
※施行地区内の権利者で委員になることを承諾した者，学識経験を有するもの者を委員とし，換地計画，仮換地指定等について審議
※平成 17 年８月 25 日（第１回），９月 28 日（第２回）
<u>土地区画整理事業評価員</u>
※土地又は建築物の評価について経験を有する者５人を審議会の同意を得て選任し，土地評価，保留地処分価格等について意見を聴く
※平成 17 年９月 16 日（第１回）

↓

仮換地指定

※将来換地とされる土地の位置，範囲を指定
※平成 17 年 10 月５日（第１回）

↓

建物移転補償　**工　事**

※道路築造，宅地整地等の工事を実施
※仮換地の指定を受け，建物移転を実施

↓

換地処分

※従前の宅地上の権利が換地上に移行

↓

土地・建物の登記

※施行者が土地・建物の変更に伴う登記を実施

↓

精算金の徴収・交付

※換地について各地権者間の不均衡是正のため，金銭により清算

↓

事業の完了